

## 土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

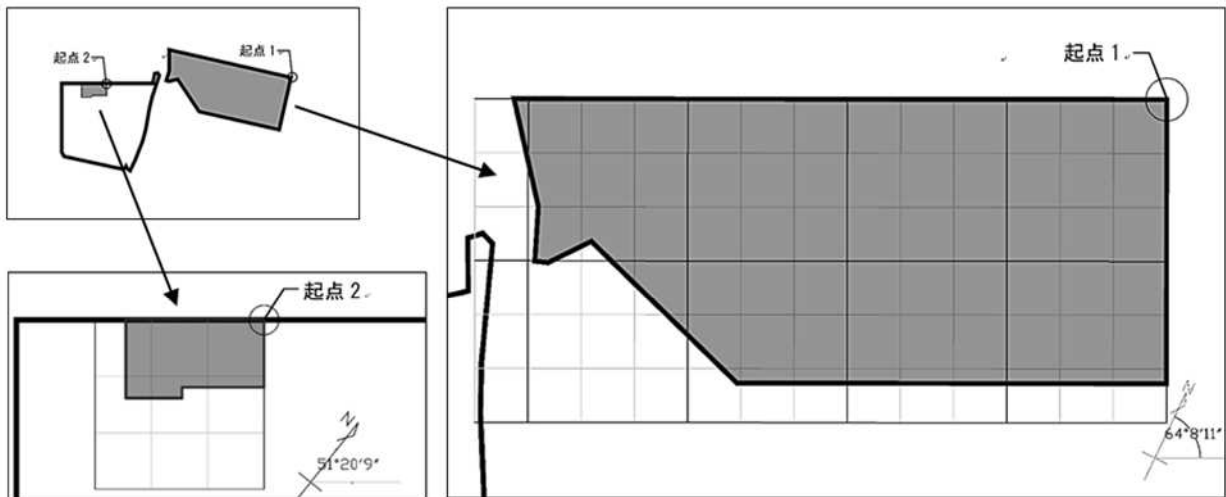
1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	長田区浪松町6丁目1番2 須磨区小寺町1丁目2番の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和4年12月15日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
試料採取等対象物質	トリクロエチレン（分解生成物：クロエチレン、1,1-ジクロエチレン、1,2-ジクロエチレン）、ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、PCB
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地は工場の敷地内である。</li> <li>・当該工場では特定有害物質の使用等の履歴がある。</li> </ul>
土壤の測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛及びその化合物     溶出量最大 0.02mg/L（指定基準値 0.01 mg/L、第2溶出量基準 0.3mg/L）     含有量最大 290mg/kg（指定基準値 150 mg/kg）</li> <li>・ふっ素及びその化合物     溶出量最大 4.3mg/L（指定基準値 0.8 mg/L、第2溶出量基準 24mg/L）     含有量最大 20,000mg/kg（指定基準値 4,000 mg/kg）</li> </ul>
区域指定する土地の面積	5,983.9 平方メートル
土壤汚染の原因	事業活動によると思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



(地番表示)  
 長田区浪松町6丁目1番2  
 須磨区小寺町1丁目2番の一部  
 を含む敷地

指定区域図



凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画線

■ 形質変更時要届出区域

<起点2>  
 起点2は、兵庫県神戸市須磨区小寺町一丁目2番の一部の最北端とする。

<格子の回転角度>  
 51° 20' 9"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。

<起点1>  
 起点1は、長田区浪松町六丁目1番2の最北端とする。

<格子の回転角度>  
 64° 8' 11"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。